



運営が難しくなった常議員会

常議員議長 松田 治躬



平成 15 年 1 月 1 日に新弁理士法が施行され、新常議員会も 2 年目を終えようとしている。

多少のシニアは別として、推薦により就任する委員会の委員と異なり、多勢の輪によって担がれ、代表として浮かび上がってきた、弁理士会ボランティア活動を行おうと熱意に燃える常議員が、新弁理士法により、監査が明確に分離され、余計、活躍の場がなくなっている。

近い将来、役員制度が改正される機運となっているが、その間においても次々と交替する正副会長会の理解がなければ、彼らの情熱は他に向かってしまい、弁理士会の基本的財産が消えてしまうのである。

私の常議員議長の 1 年は過ぎようとしているが、制度改正までの何年かを考えると、正副会長会の常議員会に対するより一層の愛情が必要であり、次の常議員正・副議長の苦勞が予測できるようである。

旧弁理士法では、理事と並ぶ「会則上の役員」(41 条)であり、形式もよく、権限として、

- A. 「理事の処分に対する再調査申立の審議」(43 条)
- B. 「理事に対する会務の執行に関する説明の要求」(44 条)
- C. 「官庁に対する建議又は諮問の答申の決議」(44 条の 2)
- D. 「総会から委任された事項の決議」(44 条の 2)
- E. 「理事会で必要と認めた事項の決議」(44 条の 2)
- F. 「理事の会務執行・資産・会計の状況を監査し、必要事項の決議」(44 条の 2)
- G. 「役員辞任を承認する決議」(47 条)
- H. 「常議員会で必要と認める委員会の設置」(48 条)
- I. 「臨時総会召集の決議」(51 条)
- J. 「予算超過又は予算外の支出が緊急なときの決議」(68 条)

もの任務があった。

しかし、新弁理士法では、「会長・副会長その他会則で定める役員」(法 63 条)と規定され、常議員は「監事・外部監事・常議員」(会則 61 条)と共に、会則で役員として認められたものでしかなく、その権限は、

- E. 「正副会長会から委嘱された事項の審議・決議」(78 条)
- K. 「常議員会で必要とした会規の制定・改正・廃止を審議・決議」(78 条)
- H. 「委員会設置の審議・決議」(78 条)
- J. 「予算外支出・予算超過支出の審議・決議」(78 条)

だけである。

つまり、「正副会長会に無視されたら(E)」、自己の審議課題もないのにテーマのない「委員会を設置(H)」しても無駄であり、「予算外・超過支出(J)」は通常殆どなく、「会規の制定・改廃(K)」と言っても法令集を眺めるだけ規約委員会となってしまいう過ぎない。

これに対し、常議員会を招集するには、「議案の発送」(77 条)、「10 日以内に決議の全会員への通知」(80 条)のほか、会令 43 号総会議事規則が準用され、「委任状」、「議事進行」、「記録」等総会と同様な手順が必要となるため、毎月のように行うことは正副会長にも、又、費用的にも負担となることである。

しかし、総会のあの形式的な審議を考えると、常議員会で真剣に議論することは弁理士会にとっても必要であり、又、常議員もこれを望んでいるところである。

今年は常議員会に存する「調整委員会」、「第一委員会」、「第二委員会」(会規第 13 号)の 3 つの拡大委員会として、総会の先議を 2 回、その他「役員制度」等の審議を事実上行わせてもらった。

今後この役員制度が始動するまでの間、面倒な手続の正式常議員会ではなくとも、通常の委員会と異なり、会の重要事項、将来的事項、委員会の設置だけではない委員会の改廃等に付き、正副会長会の知恵袋として積極的に利用されることを正副会長会に望むと共に、会員のこれに対する支持を請うところである。